

諮問番号：令和4年度(2022年度)諮問第2号

答申番号：令和4年度(2022年度)答申第3号

## 答 申 書

### 第1 審査会の結論

「〇〇福祉事務所長（以下「処分庁」という。）が審査請求人に対して行った生活保護法（昭和25年法律第144号。以下「法」という。）第26条に基づく生活保護停止決定処分（以下「本件処分」という。）に係る令和3年（2021年）11月25日付け審査請求（以下「本件審査請求」という。）は棄却されるべきである」とする審査庁の判断は、妥当である。

### 第2 審査関係人の主張の要旨

#### 1 審査請求人

年金等を受領していないにもかかわらず、生活保護停止決定処分を受けた。したがって、本件処分の取消しを求める。

#### 2 審査庁

審理員意見書のとおり、本件審査請求には理由がないので、本件審査請求は棄却されるべきである。

### 第3 審理員意見書の要旨

#### 1 結論

本件審査請求には理由がないので、棄却されるべきである。

#### 2 理由

##### （1）共済年金の受領について

審査請求人は、年金等を受領していない理由として、口頭意見陳述時に、30年から40年程前に名前の読み方を「〇〇」から「〇〇」へ変更した

と説明したが、国家公務員共済組合連合会（以下「共済組合」という。）や金融機関に対して「〇〇」と届け出ている。

なお、審査請求人が令和3年（2021年）5月13日に処分庁へ提出した年金証書及び年金額・支給額変更通知書（以下「年金証書等」という。）と、処分庁が同年7月13日に共済組合から得た年金情報（以下「年金情報」という。）における氏名「〇〇（〇〇）」及び基礎年金番号は同一であり、また、年金情報に記載されている共済年金の額と振込日が審査請求人「〇〇（〇〇）」の預金口座取引と一致し、さらに、当該口座について金融機関に届けている氏名（〇〇）及び住所と、審査請求書に記載されている審査請求人の氏名（〇〇）及び住所が一致していることから、審査請求人が共済年金を受領したと判断できる。

## （2）生活保護の停止決定について

審査請求人世帯の収入認定額について、処分庁が本件処分に係る通知書に同封した説明書の収入額と償還金検討表の収入認定額では〇〇円の差が生じているが、本件処分に係る通知書に同封した説明書の収入額について審査請求人から処分庁に対して異議は無く、収入認定に誤りは無いと判断できる。

また、要否判定の支出における令和3年度（2021年度）の国民健康保険〇〇について、〇〇市のホームページにより算定すると、審査請求人の保険〇〇は月額〇〇円となる。処分庁が認定した国民健康保険〇〇は月額〇〇円という事実があるが、当支出の総額を保護の要否判定に採用することは審査請求人に有利であることから、処分庁の算定に誤りがあっても保護停止処分は、法令や各諸通知に則って行われたものであり、違法な点はない。

## 第4 調査審議の経過

令和4年（2022年）	5月27日	審査庁から諮問
	7月7日	第1回審議
	7月29日	第2回審議

## 第5 審査会の判断

### 1 本件審査請求に係る審理手続

本件審査請求に係る審理手続は、適正に行われたものと認められる。

### 2 本件処分の適法性及び妥当性

#### (1) 審査請求人の年金の受領について

処分庁は、審査請求人に共済年金の遡及支給分（以下「遡及年金」という。）〇〇円が支払われていたことを確認したと主張しているが、審査請求人は30年から40年程前に名前の読み方を「〇〇」から「〇〇」へ変更したことを理由として、年金等を受領していないと主張している。

このことについて、審査請求人が自ら処分庁に提出した年金証書等に記載された氏名は「〇〇（〇〇）」であることが認められる。また、この年金証書等に記載された氏名及び基礎年金番号と同一の氏名及び基礎年金番号について処分庁が共済組合から得た年金情報によると、平成23年（2011年）10月20日に共済年金の受給権が発生していること及び遡及年金〇〇円が令和3年（2021年）5月14日に支払われていることが認められる。さらに、同日に同額の振り込みが行われている預金口座の名義人の氏名の漢字表記「〇〇」及び住所は、審査請求書に記載された氏名及び住所と同一であることが認められる。

これらの事実を踏まえると、審査請求人は、共済年金を受領しているものと認められ、これを覆す特段の事情は見当たらない。審査請求人の主張には根拠がなく、採用することはできない。

#### (2) 本件処分について

保護の実施機関は、「被保護者が保護を必要としなくなつたときは、速やかに、保護の停止又は廃止を決定し、書面をもつて、これを被保護者に通知しなければならない」（法第26条）とされており、保護を停止するに当たっては、「以後において見込まれるその世帯の最低生活費及び収入の状況から判断して、おおむね6か月以内に再び保護を要する状態になることが予想される時」に行うべきであるとされ、その場合には、以後に

において見込まれる当該世帯の最低生活費及び収入充当額に基づき、停止期間をあらかじめ定めることとされている（「生活保護法による保護の実施要領の取扱いについて」（昭和38年（1963年）4月1日社保第34号厚生省社会局保護課長通知第10一問12））。

これを本件処分についてみると、処分庁が行った要否判定及び保護の停止期間の決定において、最低生活費として計上している国民健康保険〇〇について、月額〇〇円として算定しているが、審理員は処分庁より低額である〇〇円として算定している。〇〇市のホームページに掲載された情報を基に算定すると、当審査会としても処分庁の国民健康保険〇〇の算定には疑問が残る。

また、令和3年（2021年）11月から令和4年（2022年）3月までの間は、基準額に冬期加算として月額〇〇円を加えた額を算定するべきであった。

加えて、審査請求人は令和3年（2021年）〇〇月に75歳に達することにより、後期高齢者医療制度の被保険者となることから、同制度の保険料の算定を検討するべきであった。また、後期高齢者医療制度の被保険者であることを考慮すれば、審査請求人の医療費の自己負担割合も変わることとなり、それらについても検討するべきであった。

上記のように、処分庁が行った要否判定及び保護の停止期間の決定は、最低生活費として計上する国民健康保険〇〇、冬期加算、後期高齢者医療制度の保険料及び後期高齢者医療制度における医療費の算定について疑義はあるが、これらを含めて算定した場合の保護の停止期間と比べて、審査請求人にとって有利な取扱いとなっていると認められるため、本件処分が違法又は不当であったとまではいえない。

### 3 結論

以上により、本件処分に違法又は不当な点は認められないから、本件審査請求は棄却されるべきであるとする審査庁の判断は、妥当である。

熊本県行政不服審査会 第1部会

委員 官 田 房 之  
委員 井 寺 美 穂  
委員 不 動 洋 子